

公共交通の利用促進事業の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や移動の自粛で人の動きが停滞し、さまざまな事業活動に大きな影響が生じています。特に、市民生活の重要なインフラである地域公共交通を担う交通事業者は、利用者の大幅な減少により事業継続することが困難な状況にあります。

これまで、安心して利用頂ける環境を整えるため、感染防止対策を徹底し、利用回復に取り組んでいますが、未だ利用状況は厳しい状況となっております。

市では、プレミアム付き公共交通利用券の発行や、路線バス・貸切バス・タクシー利用の企画商品の販売に対する支援などにより、幅広く市民の協力を得ながら、公共交通の利用を促進することにより、市内の交通事業者の事業活動を支援し、地域公共交通を維持するための取り組みを行います。

【プレミアム付き公共交通利用券の発行について】

1. 事業概要

- (1) 事業主体 高山市公共交通活性化協議会

- (2) 利用券発行の規模等
発行総額1億円とし、プレミアム率50%（100円券15枚綴り 1,500円を1,000円で販売）にあたる約3,333万円及び事務経費を高山市公共交通活性化協議会に助成

- (3) 対象者 高山市民

- (4) 販売金額・購入方法等
公共交通利用券1セット1,500円分（100円券×15枚）を1,000円で販売
購入限度額 1世帯につき10セット（額面15,000円）まで
購 入 券 広報たかやま9月15日号に購入券付チラシを折込し、配布予定

- (5) 利用できる公共交通機関
路線バス（市委託バス含む）、タクシー、福祉有償運送、たかね号

2. 公共交通利用券の販売期間

令和2年9月15日（火）から12月28日（月）まで（予定）

・第1次販売（65歳以上等※対象）・・・9月15日（火）から

・第2次販売（全市民対象）・・・10月1日（木）から12月28日（月）まで

※65歳以上等には、障がい者（身体、知的、精神）手帳保有者、難病療養者支援法の対象となる難病者、妊婦の方を含む

3. 公共交通利用券の販売場所

高山濃飛バスセンター、各タクシー会社窓口、市役所本庁舎、各支所ほか（予定）

4. 公共交通利用券の使用期間

令和2年9月15日（火）から令和3年3月31日（水）まで（予定）

【路線バス・貸切バス・タクシー利用の企画商品の販売に対する支援について】

1. 事業概要

①貸切バス等利用支援事業

市民が、貸切バス等を利用して県内を移動（冠婚葬祭、日常的な移動を除く）した場合、利用料金の一部を助成する。

・貸切バス 1台につき上限50,000円／1日

・タクシー（ジャンボタクシー含む） 1台につき上限10,000円／1日

②旅行ツアー企画支援事業

路線バスや貸切バス、タクシーを利用する県内を対象とした旅行等を企画し、参加費用の割引や参加者に特典を付与する商品に対して補助する。

・路線バス・・・参加者に特典を付与するための経費 上限2,000円／1人

・貸切バス・・・貸切バスを運行する経費 1台につき上限50,000円／1日

・タクシー・・・タクシーを運行する経費 1台につき上限10,000円／1日

2. 補助対象者

路線バス運行事業者（濃飛乗合自動車株式会社）

貸切バス事業者が加盟する団体（飛騨地区ハートマークバス会）

タクシー事業者が加盟する団体（岐阜県タクシー協会飛騨支部）

3. 利用対象者

- ①貸切バス利用支援事業・・・高山市民
- ②旅行ツアー企画支援事業・・・高山市民、観光客

4. 実施時期

9月上旬から令和3年3月31日（水）まで（予定）

問 合 先	
担当課	都市政策部 都市計画課
課長	中畑 雅司
係名	政策企画係
係長	大下雅己 担当 山田恵太
連絡先	電話（直通 0577-57-7444） （内線 2363）